付表４　車両の種類と略称

略　称	車　両　の　種　類
［略］	
特　定　中　型	特定中型自動車
準　中　型	準中型自動車
［略］	
特　定　中　乗	特定中型乗用自動車
準　中　乗	準中型乗用自動車
［略］	
特　定　中　貨	特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車
準　中　貨	準中型乗用自動車以外の準中型自動車
［略］	

付表４　車両の種類と略称

略　称	車　両　の　種　類
［同左］	
特　定　中　型	特定中型自動車
［項を加える。］	
［同左］	
特　定　中　乗	特定中型乗用自動車
［項を加える。］	
［同左］	
特　定　中　貨	特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車
［項を加える。］	
［同左］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（交通安全教育指針の一部改正）

第二条　交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第２章　交通安全教育の内容及び方法	**第２章**　交通安全教育の内容及び方法
第１節　幼児に対する交通安全教育	**第１節**　幼児に対する交通安全教育
幼児に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。 なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとし、また、４に定めるところにより幼児の保護者に対して交通安全教育を実施する。	［同左］
１　［略］	１　［同左］
２　幼児に対する交通安全教育の内容	２　幼児に対する交通安全教育の内容
(1)　歩行者の心得	(1)　歩行者の心得
ア　［略］	ア　［同左］
イ　内容	イ　内容
［(ｱ)～(ｴ)　略］	［(ｱ)～(ｴ)　同左］
(ｵ)　横断の仕方	(ｵ)　横断の仕方
［ａ・ｂ　略］	［ａ・ｂ　同左］